

5 廊下等

【基本的な考え方】

廊下は、高齢者、障害者等が安全に、かつ、円滑に通行できるようにすることが必要です。そのためには、十分な幅員を確保し、通行の支障となる段差や突出物がないようにすることが必要です。

通路や廊下には、段差を設けないことが基本ですが、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路を設け、高齢者、障害者等の安全性の確保や負担の軽減に配慮することが必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
廊下等 「1-1」 表面の仕上げ 点状ブロック 等	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に定める構造とすること</p> <p>イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ロ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）が敷設されていること。ただし、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(2) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(3) 建築物である路外駐車場に設けるもの</p>	
利用円滑化経路 「14-2」 有効幅員 車いすの転回 の場所 戸の構造	<p>ハ 利用円滑化経路を構成する廊下等は、上記のほか、次定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120cm以上であること。</p> <p>(2) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所が設けられていること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>1以上の廊下等について整備する必要があります。</p> <p>手すりがある場合は、有効幅員は手すりの内法で計測します。歩行者が横向きになれば車いすとすれ違うことができる幅員です。</p> <p>140cm×140cm以上のスペースを確保します。</p> <p>自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。</p>
利用円滑化経路 「14-2」 傾斜路、昇降 機の設置	<p>イ 学校(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設にあっては、利用円滑化経路上に階段又は段が設けられていないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	<p>階段又は段を設ける場合の傾斜路又は昇降機の設置の基準です。</p>

設計標準

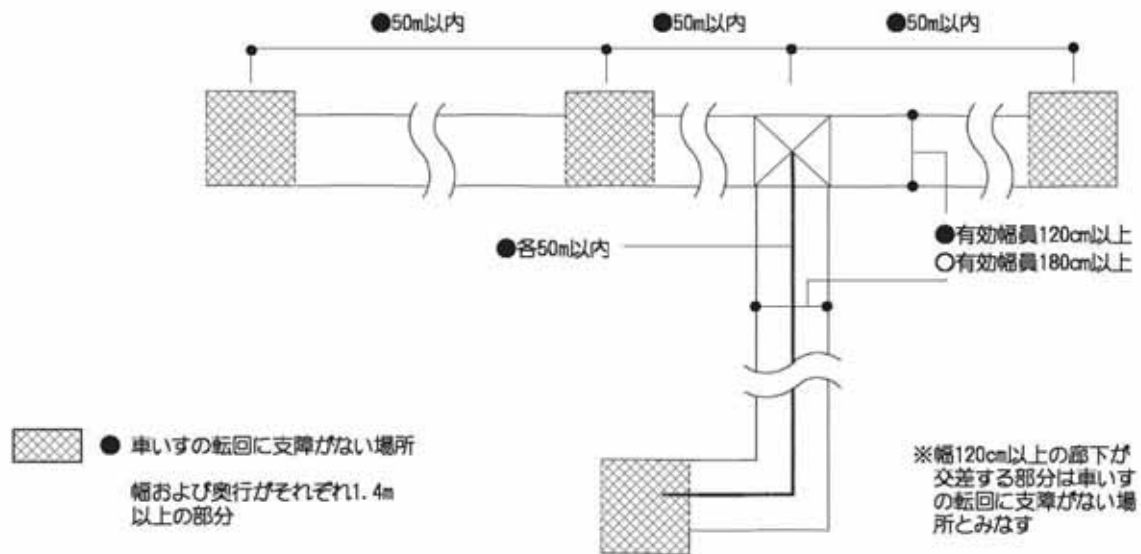
項目	整備水準	解説
傾斜路、昇降機の設置 有効幅員	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するすべての廊下等を整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 廊下等に段又は階段を設ける場合には、傾斜路又は昇降機を設置します。 廊下等の有効幅員は、180cm以上とします。ただし、廊下の末端付近及び50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合は、140cm以上とします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p> <p>[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりがある場合は、有効幅員は手すりの内法で計測します。車いす同士がすれ違いことができる幅員です。180cm×180cm以上のすれ違いスペースを確保します。</p>
交差部、屈曲部	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等の始点、終点、曲がりの部分、折り返しの部分、他の廊下等と交差する部分には、150cm以上の水平部分を設けます。 廊下等の屈曲部の出隅は面取りします。 	
戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等に戸を設ける場合は、自動ドアなど車いすが円滑に通過できる構造とし、かつ、前後に高低差を設けないようにします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。</p>
アルコ - ブ	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等の側壁に、外開きの戸がある場合は、アルコ - ブを設置するなど、通行の安全上支障のないようにします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 アルコ - ブの奥行き寸法は戸幅以上とします。</p>
壁面	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等の側壁には、突出物を設けないものとします。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の安全上支障がないよう、必要な措置を行います。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 突起物をつえなどで知覚できる措置などを行います。</p>
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等に手すりを設けます。 手すりは、統一した高さで連続して設けます。 手すりは、壁との間隔を4cm程度とし、下側で支持します。 	<p>手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。</p>
視覚障害者の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が衝突した際の安全に配慮し、手すりの端部は、床方向に立ち下げる、壁面に巻き込む等の処理をします。 廊下等の端部、曲がり角の部分等に設ける手すりには、現在位置及び誘導内容等を点字で表示します。 視覚障害者が、建築物内の目的箇所に容易かつ安全に到達できるよう配慮します。 	<p>室名表示、案内板、音声誘導設備、視覚障害者誘導用ブロック等の設置などの配慮を行います。</p>

廊下等

望ましい配慮

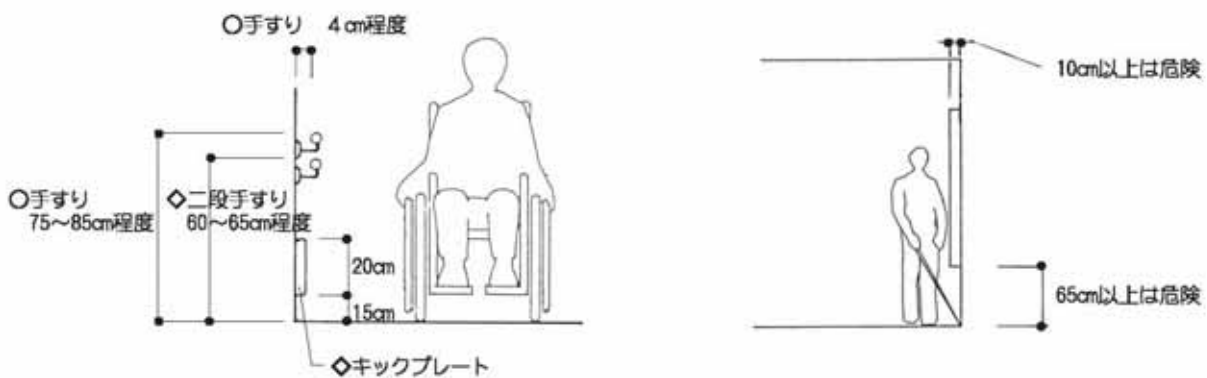
項目	整備水準	解説
キックプレート 手すり 出隅処理	<ul style="list-style-type: none">・ 車いす使用者が安心して通行できるよう、廊下等の壁面下部にキックプレート（車いす当たり）を設けます。・ 廊下等には、両側に手すりを設けます。・ 廊下等に手すりを設ける場合は、二段手すりも併設します。・ 廊下の曲がり角の出隅には、30cm以上の面取りや、鏡の設置を行います。	<p>手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。</p> <p>二段手すりの高さは、60cm～65cm程度とし、一般手すりより前にずらして取り付けます。</p>

車いすの転回スペースの設置例

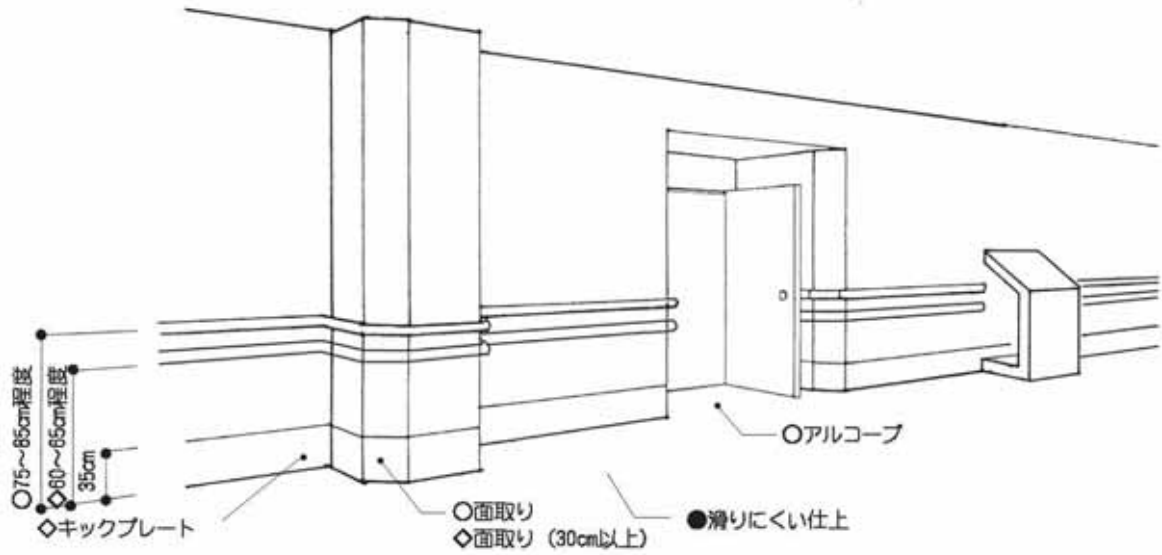


廊下の側壁の整備例

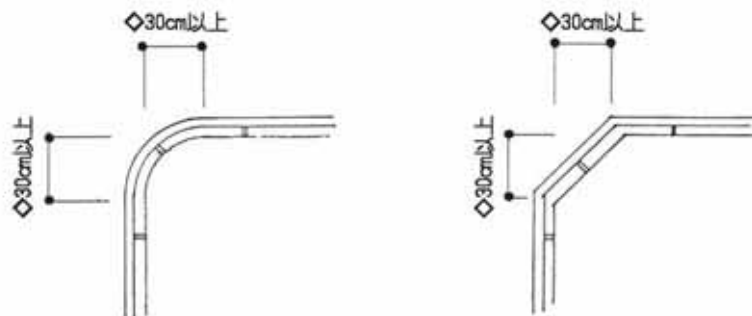
視覚障害者等に危険な突起物



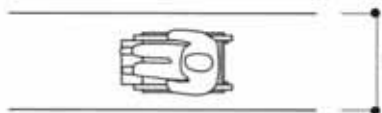
廊下の整備例



廊下の出隅処理の例



廊下の幅員

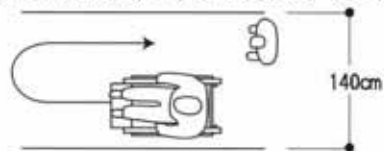


●有効幅員120cm以上

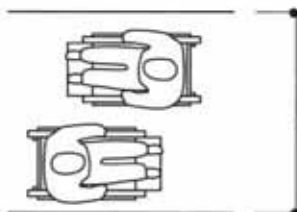
- ・車いすが通行しやすい
- ・人が横向きになれば車いすとすれ違うことができる
- ・松葉杖（2本杖）使用者が通行できる

（参考）

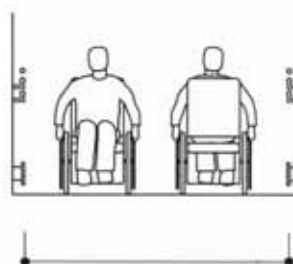
幅140cm：車いすが転回（180°方向転換）できる



幅180cm：車いす同士がすれ違うことができる



○有効幅員180cm以上



○有効幅員180cm以上

〔廊下等の末端の付近及び区間50m以内ごとに
車いすのすれ違いに支障がない場所
（180cm角以上）を設けた場合は140cm〕